



福島県報

目次

規則	○福島県の執務時間を定める規則の一部を改正する規則	三
訓令	○福島県職員服務規程の一部を改正する訓令	三
	○福島県職員服務規程の一部を改正する訓令	三
	○守衛の服務に関する規程の一部を改正する訓令	三
	○看護師等の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令	三
	○福島県賃金支弁職員雇用等管理規程の一部を改正する訓令	三
	○福島県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令	三
	○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	四
	○福島海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程	五

規則

福島県の執務時間を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第二十三号

福島県の執務時間を定める規則の一部を改正する規則

福島県の執務時間を定める規則(平成元年福島県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(行政経営課)

訓令

福島県訓令第三号

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

本庁機関
出先機関

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県職員服務規程(昭和五十二年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第七条の二中「半日勤務時間の割振りの変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改める。

第七条の五を第七条の六とする。

第七条の四第一項中「第八条の四」を「第八条の五」に改め、同条を第七条の五とする。

第七条の三第一項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号。以下「条例」という。)

「超勤代休時間の指定」

第七条の三 所属長は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号。以下「条例」という。)

2 所属長は、職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、超勤代休時間を指定しないものとする。

第十条第二項第二号中「職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年福島県人事委員会規則第八号。次号から第二十号まで及び次項から第六項までにおいて「規則」という。)

第一号様式の二中「(第7条の3(第5条))」を「(第7条の4(第5条))」に改める。
第一号様式の三中「(第7条の3(第5条))」を「(第7条の5(第5条))」に改める。

書は、改正後の福島県職員服務規程第十七号様式の二による育児短時間勤務（期間延長）承認請求書とみなす。

3 この訓令の施行の際現に作成されている改正前の規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（人事課）

福島県訓令第四号

守衛の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

本 庁

守衛の服務に関する規程の一部を改正する訓令

守衛の服務に関する規程（昭和三十一年福島県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項の表中「午後五時まで」を「午後四時四十五分まで」に、「午前十一時三十分から午後零時三十分」を「午後零時から午後一時」に、「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改め、「午後一時まで」の下に「又は午後一時から午後二時まで」を加え、「午前九時」を「午前九時十五分」に改め、同条第二項中「勤務時間」の下に「及び休憩時間」を加える。

附 則

1 この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に改正前の守衛の服務に関する規程第五条第二項の規定により定められている平成二十二年四月分の守衛の勤務時間及び休憩時間は、当該守衛の属する勤務の班の区分に応じ当該班に係る改正後の守衛の服務に関する規程第五条第一項の表に規定する勤務時間及び休憩時間とする。

（人事課）

福島県訓令第五号

看護師等の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

本 庁 機 関
出 先 機 関

看護師等の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

看護師等の勤務時間の特例に関する規程（昭和三十四年福島県訓令第二十七号）の一部を次のように改正する。

受訓先中 「本 庁 機 関」を「出 先 機 関」に改める。

第二条第二項を削り、同条第三項中「所長」を「総合療育センター所長（以下「所

長」という。）に改め、同項を同条第二項とする。

別表第一中「看護部副部長 専門看護技師」を「専門看護技師」に改める。

別表第二の一の表中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改め、別表第二の二の表中「午後零時十五分」を「午後零時」に、「午後七時十五分」を「午後七時三十分」に、「午前五時三十分から午前六時十五分」を「午前五時から午前六時」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

（人事課）

福島県訓令第六号

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局

福島県貸金支弁職員雇用等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

福島県貸金支弁職員雇用等管理規程の一部を改正する訓令

福島県貸金支弁職員雇用等管理規程（昭和五十年福島県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「八時間」を「七時間四十五分」に、「八分の二」を「三十一分の四」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（人事課）

福島県議会

福島県議会訓令第二号

福島県議会議事局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

福島県議会議事局

福島県議会議事局処務規程の一部を改正する訓令

福島県議会議事局処務規程（昭和三十五年福島県議会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中、「課長及び局主幹」を「及び課長」に改め、同条第十三号中「及び次長」を、「次長及び課長」に、「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時

間の割振り変更」に改め、同条第十四号中「及び次長」を「次長及び課長」に改め、同条第十七号を同条第十九号とし、同条第十六号中「課長及び局主幹」を「及び課長」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五 事務局長、次長及び課長の年次有給休暇の届出の受理及び時季変更の通知に関すること。

十六 事務局長、次長及び課長の休暇等の承認に関すること。
第三条に次の一号を加える。

二十 事務局長の事務代決者の指定に関すること。

第四条の表課長共通の項第十号中「課長及び」を削り、「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改め、同項第十七号を第二十号とし、第十三号から第十六号までを三号ずつ繰り下げ、第十二号を第十五号とし、同号の前に次の二号を加える。

十三 課員の年次有給休暇の届出の受理及び時季変更の通知に関すること。

十四 課員の休暇等の承認に関すること。

第四条の表課長共通の項第十一号中「課長及び」を削り、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 課員の超勤代休時間の指定に関すること。

第四条の表総務課長の項第十号を削り、第九号を第十三号とし、第八号を第十二号とし、第七号を第十一号とし、同号の前に次の三号を加える。

八 局主幹の年次有給休暇の届出の受理及び時季変更の通知に関すること。

九 局主幹の休暇等の承認に関すること。

十 局主幹の事務引継報告の受理に関すること。

第四条の表総務課長の項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 局主幹の超過勤務及び休日勤務の命令に関すること。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(総 務 課)

福島県人事委員会

職員の時務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年三月二十六日

福島県人事委員会

委員長 星 光 政

福島県人事委員会規則第七号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項第三号中「十六時間」を「十五時間三十分」に改める。

第四条第二項中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に、「第十号」を「第八条の第三項」に、「第八条第一項において」を「以下」に改め、同条第三項中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改める。

第五条を削り、第四条の二を第五条とする。

第六条中「十六時間」を「十五時間三十分」に改める。

第七条の五第一項から第三項までの規定中「第八条の四第二項」を「第八条の五第二項」に改め、同条第五項中「第八条の四第三項」を「第八条の五第三項」に改め、同条第七条の六とする。

第七条の四第一項から第三項までの規定中「第八条の四第一項」を「第八条の五第一項」に改め、同条第四項中「第八条の四第三項」を「第八条の五第三項」に改め、同条第七条の五とする。

第七条の三第一項から第三項までの規定中「第八条の三第一項」を「第八条の四第一項」に改め、同条第五項中「第八条の三第二項」を「第八条の四第二項」に改め、同条第六項中「第八条の三第一項第二号」を「第八条の四第一項第二号」に改め、同条第七条の四とする。

第七条の二の次に次の一条を加える。

(超勤代休時間の指定)

第七条の三 条例第八号の三第一項の人事委員会規則で定める期間は、職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号。以下「給与条例」という。）第十三条第三項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「六十時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第八号の三第一項の規定に基づき超勤代休時間（同項に規定する超勤代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第十条第一項に規定する代休日という。以下同じ。）を除く。）に割り振られた勤務時間のうち、超勤代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与条例第十三条第三項の適用を受ける時間（以下この項において「六十時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数を指定するものとする。

一 給与条例第十三条第一項第一号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

二 職員の育児休業等に関する条例（平成四年福島県条例第十一号。以下「育児休業条例」という。）第十二条（育児休業条例第十九条において準用する場合を含む。）

の規定により読み替えられた給与条例第十三条第一項ただし書又は同条第二項（育児休業条例第二十一条及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福島県条例第八十五号）第九条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数

三 給与条例第十三条第一項第二号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

四 前項の場合において、その指定は、四時間又は七時間四十五分（年次有給休暇の時間に連続して超勤代休時間を指定する場合）にあっては、当該年次有給休暇の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は七時間四十五分となる時間）を単位として行うものとする。

五 任命権者は、条例第八条の三第一項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。

六 任命権者は、職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、超勤代休時間を指定しないものとする。

七 第八条第一項中「（同項に規定する代休日という。以下同じ。）を削り、「（休日）」を「（超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。

八 第九条第一項第二号中「百六十時間」を「百五十五時間」に、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

九 第九条の四第一項第三号及び第四号中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

十 第十一条第一項に次のただし書を加える。
ただし、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時未満の端数があるときは、当該端数を含む当該残日数のすべてを使用することができる。

十一 第十一条第二項に次のただし書を加える。
ただし、年次有給休暇を勤務を割り振られた時間のすべてに使用しようとする場合に係る当該年次有給休暇の単位は、一分とする。

附 則

一 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

二 この規則の施行の日前に使用された改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十三条第九号に規定する特別休暇については、改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十三条第九号に規定する特別休暇として使用されたものとみなす。

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会告示第一号

福島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田 幸徳

福島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程

福島海区漁業調整委員会事務局規程（昭和五十九年福島海区漁業調整委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第五号中「半日勤務時間の割振りの変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改め、同条第十三号を同条第十五号とし、同条第八号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、同条第七号中「第十一号」を「第十三号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「専任の職員に限る。第十二号において同じ。」を削り、同号を同条第八号とし、同条第五号の次に次の二号を加える。

六 職員の超勤代休時間の指定に関する事。
七 職員（専任の職員に限る。次号及び第十四号において同じ。）の代休日の指定に関する事。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。